

学校図書館におけるデジタル活用の現状と 今後の運営充実に向けて(実践報告)

図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議(第2回)

2025年1月23日 杉並区立高井戸第三小学校学校司書 土屋文代

学校図書館におけるデジタル活用の現状

1人1台端末が整備されて可能になったこと

情報源として活用 ～いつでも情報にアクセスすることができる～

- ① 学校図書館の蔵書検索(2024年より自宅からも可能)
- ② オンライン事典サービス(『Sagasokka!』(ポプラ社)、有料契約)
- ③ 情報リテラシー向上を目的とする様々な利用指導
- ④ 新聞デジタル版(有料契約)

オンライン事典サービスの利用

活用例『Sagasokka!(さがそっか!)』(ポプラ社)

『総合百科事典ポプラディア』の項目と、画像資料、厳選された外部ウェブサイトへのリンク

主な特長:

正確で安全な情報を得ることができる。

調べるテーマについて概要を知ることができる。

知っているキーワードを整理し、知らないキーワードを増やすことができる。

信頼できる外部サイトのリンクがあり、更に詳しく調べることができる。

費用 有料 1年契約

(参考 約65円×12か月×ライセンス数)

4年 百科事典の使い方

5年 デジタル百科事典

4年生1学期 オリエンテーション

総合百科事典ポプラディア利用指導



4年生2学期 教科単元に合わせて行う。

『Sagasokka!』の利用指導

言葉の量を体感

特徴を押さえ
利便性を体験

情報リテラシーの向上

～発達段階を考慮した丁寧な利用指導～

調べ学習とは(3年生)

機器の操作・タイピング技術・情報の読み方・参考サイトのURL

自分の考えと区別する

インターネット検索(4年生)

検索エンジンの使い方・公式サイトの重要性

情報の信ぴょう性と観光サイトの見方(5年生)

著作権・肖像権 (6年生)



情報活用能力の育成をサポートする

図書館資料・サービスの在り方

- 多様な情報源に出会えるような環境づくり
- 情報リテラシー向上のための発達段階に合わせた丁寧な利用指導

情報源は一択ではない⇒学習意欲の継続

だれもが等しく学べるための土台作り

学習の基盤となる

「言語能力」「情報活用能力」の育成を支える

図書館資料・サービスの在り方

情報資源は一択ではない⇒
学習意欲の継続

多様な読書を保障するために

電子書籍

デージー図書

だれもが等しく学べるための
土台作り

利用者がいつでも情報にアクセスできる

蔵書データベース

検索機能を個別タブレットに

今後の運営充実に向けて

図書標準

公立学校の学校
図書館に整備す
べき蔵書の標準
平成5年3月に
定めた(文科省)

「学校図書館メディア基準」(別紙資料①)

全国学校図書館協議会制定(2000年制定、2021年改訂)

印刷メディア(図書、新聞、雑誌)、視聴覚メディア、
電子メディア に関する数量の基準がある

学習の基盤となる 「言語能力」「情報活用能力」の育成を支える

施設設備の在り方

児童のために

- ・個のニーズに合ったスペースの確保
- ・対話のできる学習空間

情報資源は一択ではない⇒
学習意欲の継続

だれもが等しく学べるための
土台作り

教員・学校司書のために

- ・デジタル化した学習に対応できる機器
- ・学校司書用のタブレット

学習の基盤となる

「言語能力」「情報活用能力」の育成を支える

司書教諭・学校司書・司書等の人材の在り方

情報担当教諭をはじめとする教員との連携協働

ICT支援員との協力

全校の教員が共通理解するための組織化

デジタル整備に関わる関係機関との連携

学校図書館間の連携



学校図書館支援担当の重要性

今後の運営充実に向けて



学校図書館 ガイドライン

- ◆(3)学校図書館の利活用
- ◆(4)学校図書館に携わる教職員等
- ◆(5)学校図書館における図書館資料
 - 1 図書館資料の種類
 - 2 図書館資料の選定・提供
 - 3 図書館資料の整理・配架
- ◆(6)学校図書館の施設

改訂の趣旨

学校図書館メディア基準（2000年3月21日制定）は、教育課程の展開に寄与し、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的とする学校図書館に必要な、印刷メディア、視聴覚メディア、電子メディア等、学校図書館メディアの最低基準を定めたものである。制定後、20年の節目に当たり、学習指導要領に示されたカリキュラム・マネジメントやGIGAスクール構想による電子メディアなどにも対応した。今回の改訂では、学習活動に活用できる学校図書館の機能を発揮するのに必要な基準を示すことにした。

【1】基本原則

本基準は、印刷メディア（図書、新聞、雑誌等）、視聴覚メディア（CD、DVD等）、電子メディア（アプリ、webサイト、動画サイト、データベース、パッケージソフト、電子書籍、デジタル絵本、DAISY等）をもって構成する。

【2】印刷メディア（図書）

1. 蔵書の最低基準冊数

「蔵書の最低基準冊数」の計算式は、右表を用いる。

右下は「蔵書の最低基準冊数」のグラフである。

「蔵書の最低基準冊数」				(冊)
学級数	小学校	中学校	高等学校	備考
1～6	15000	20000	30000	
7～12	$15000+700\times A$	$20000+800\times A$	$30000+900\times A$	A=6をこえた学級数
13～18	$19200+600\times B$	$24800+700\times B$	$35400+800\times B$	B=12をこえた学級数
19～24	$22800+500\times C$	$29000+600\times C$	$40200+700\times C$	C=18をこえた学級数
25～30	$25800+400\times D$	$32600+500\times D$	$43800+600\times D$	D=24をこえた学級数
31以上	$28200+300\times E$	$35600+400\times E$	$47400+500\times E$	E=30をこえた学級数

2. 蔵書の配分比率

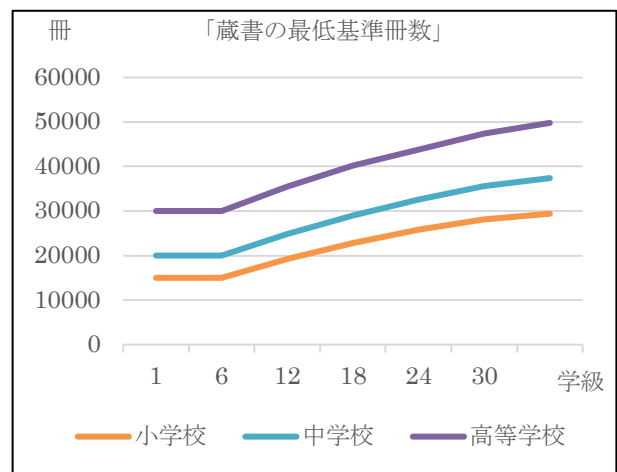
(1) 標準配分比率

蔵書の配分比率は、冊数比とし、次の数値を標準とする。義務教育学校、中等教育学校については対応する校種の標準配分比率を準用する。

(2) 配分比率の運用

配分比率の運用には、次の事項を考慮する。

- ・教育課程、地域の実情等を考慮する。
- ・絵本、まんがは、主題をもとに、分類する。
- ・特別支援学校は、各校の実情に応じる。
- ・専門教育を行う学科又はコースを有する高等学校・中等教育学校は、その専門領域の図書の配分比率について考慮をする。



「蔵書の配分比率」

(%)

	0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学	5 技術	6 産業	7 芸術	8 言語	9 文学	合計
小学校	6	3	16	10	16	6	5	8	5	25	100
中学校	6	5	16	10	15	6	5	8	6	23	100
高等学校	7	7	16	12	14	6	4	8	7	19	100

3. 年間購入冊数と購入費

(1) 年間購入冊数

年間に購入する図書の最低冊数は、最低基準冊数×0.1 とする。

(2) 年間購入費の算出

年間購入冊数×平均単価＝年間購入費

平均単価は、全国学校図書館協議会が毎年発表する「学校図書館用図書平均単価」を適用する。

【3】印刷メディア（新聞）

新聞の購読紙数は、学級数にかかわらず、小学校 6 紙、中学校 8 紙、高等学校 10 紙を最低基準とする。購読部数については、数量基準を定めない。

「雑誌の最低基準数」 (タイトル)

学級数	小学校	中学校	高等学校
1～12	10	15	20
13 以上	15	20	25

【4】印刷メディア（雑誌）

雑誌の最低基準はタイトル数を学級数に応じて定める。

【5】視聴覚メディア（CD、DVD 等）

「視聴覚メディアの最低基準数」 (枚)

視聴覚メディアのうち、CD や DVD 等のメディアに収められていて、専用の再生装置（視聴覚機器）が必要なものを対象とする。

学級数	小学校	中学校	高等学校	備考
1～6	200	300	400	
7～12	200+22×A	300+24×A	400+26×A	A= 6 をこえた学級数
13～18	332+20×B	444+22×B	556+24×B	B=12 をこえた学級数
19～24	452+18×C	576+20×C	700+22×C	C=18 をこえた学級数
25～30	560+16×D	684+18×D	832+20×D	D=24 をこえた学級数
31 以上	656+14×E	792+16×E	952+18×E	E=30 をこえた学級数

【6】電子メディア（全般）

電子メディアは、データベース、パッケージソフト、電子書籍、デジタル絵本、DAISY 等、有料のものを対象に数量基準を定める。

「電子メディア数量基準数」 (件)

学級数	小学校	中学校	高等学校	備考
1～6	1500	2000	3000	
7～12	1500+70×A	2000+80×A	3000+90×A	A= 6 をこえた学級数
13～18	1920+60×B	2480+70×B	3540+80×B	B=12 をこえた学級数
19～24	2280+50×C	2900+60×C	4020+70×C	C=18 をこえた学級数
25～30	2580+40×D	3260+50×D	4380+60×D	D=24 をこえた学級数
31 以上	2820+30×E	3560+40×E	4740+50×E	E=30 をこえた学級数

【7】運用に関する事項

1. 蔵書の最低基準冊数に達していない場合には、10 年間を目途に整備を図る。

2. 特別支援学校においては、それぞれの校種別基準を準用する

ものとする。また、障害に応じて特に必要とする領域のメディアについては、考慮をする。特別支援学級を設置する学校においても同様とする。

3. 専門教育を行う学科またはコースを有する高等学校・中等教育学校・義務教育学校は、その専門領域に必要なとするメディアの冊数またはタイトル数を最低基準冊数または最低基準タイトル数に加える。

4. 蔵書の構成にあたっては、配分比率とともに、各学年の発達段階を考慮するものとする。特に小学校にあっては、1、2 学年向けの図書を蔵書の 1/3 を目安に確保することが望ましい。

5. 印刷メディア、視聴覚メディアは 10 年間、電子メディアは 3 年間を目途に更新を図る。

6. 学校図書館の機能を十分に発揮するためには、中核となる地域の学校図書館支援センターの創設、地域の学校図書館・公共図書館や資料館等を相互に結ぶネットワークの組織化を行い、メディアの共有、相互利用を積極的に進める必要がある。